

北九州市公害防止条例の一部改正について (諮問)

令和4年1月13日

北九州市 環境局
環境監視部 環境監視課



目次

- 1 北九州市公害防止条例について
 - (1) 条例の概要
 - (2) 条例の成果
- 2 北九州市公害防止条例の一部改正について
 - (1) 新たな課題への対応
 - (2) 規定の一部見直し
 - (3) 規則の一部改正
- 3 今後の進め方及びスケジュール (案)



1 北九州市公害防止条例について

(1) 条例の概要



3

北九州市公害防止条例の制定

- 都市活動の活発化・工業化の進展とともに公害による市民生活への影響が拡大したため、市は、昭和45（1970）年に公害防止条例を制定した。

目的

公害の防止について必要な事項を定め、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図る。

公害とは

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること

👉 国の公害関連法令の整備に合わせ、昭和46(1971)年に条例を全部改正



4

(参考) 公害防止条例の改正状況

昭和45(1970)年公害防止条例制定

昭和46(1971)年 全部改正

- ・ 水質汚濁防止法等、公害関連法整備に係る改正

平成6(1994)年 一部改正

- ・ 環境審議会設置に伴う公害対策審議会の廃止

平成8(1996)年 一部改正

- ・ 事業者による屋外焼却行為の禁止



5

北九州市公害防止条例の概要 ①

- 市民の健康を保護し、快適な生活環境を保全するため、市や、事業者、市民の責務を規定。
- 地域の実情にあった公害防止のため、企業と公害防止協定を締結。

各主体の責務

<市>

- ・ ばい煙等の排出等に関する規制
- ・ 監視、測定および検査の体制の強化
- ・ 公害の状況の公表
- ・ 公害に関する苦情の処理体制の整備
- ・ 公害防止協定の締結の促進

<事業者>

- ・ 公害を防止するために必要な措置
- ・ 公害の防止について最善の努力

<市民>

- ・ 市の施策への協力

公害防止協定の締結

公害や工場緑化等に関する総合的な環境保全対策や、排出濃度等の具体的な数値を取り決め、実効性を確保

- ・ これまでの締結件数：218件
- ・ 現在の締結件数：88件



企業と市長の協定調印



6

北九州市公害防止条例の概要 ②

➤ 法律の規制対象外の施設を届出対象とし、公害防止上必要な措置を可能とした。

指定施設の届出制度

<対象施設>

大気、水質、騒音について、規則で定める施設

(例)

- ・大気汚染防止法の規模要件未満の小型ボイラー
- ・騒音規制法に定めのない研摩機 等

排出の制限

<指定施設の設置者の義務>

- ・規制基準に適合しないばい煙・排出水の排出禁止
- ・敷地境界での騒音規制基準の遵守

<改善措置>

- ・規制基準の違反者等に、市は改善命令や施設の一時停止命令が可能
- ・命令の違反者には、罰則あり（1年以下の懲役又は10万円以下の罰金）



環境未来都市 北九州市

1 北九州市公害防止条例について (2) 条例の成果



環境未来都市 北九州市

環境基準の適合状況

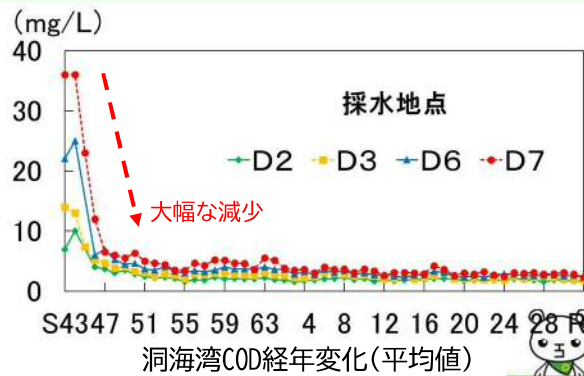
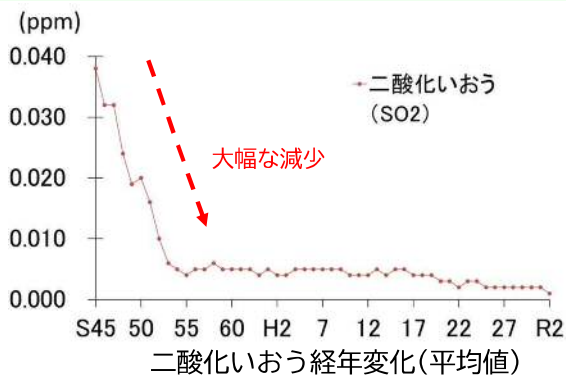
- ▶ 公害防止条例のもと、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、産業公害は克服され、本市の環境は、現在においても良好な環境が維持されている。

大気

- ・二酸化いおうなど、ほとんどの項目が環境基準に適合している。
- ・光化学オキシダントは、全測定局で環境基準不適合となっている。

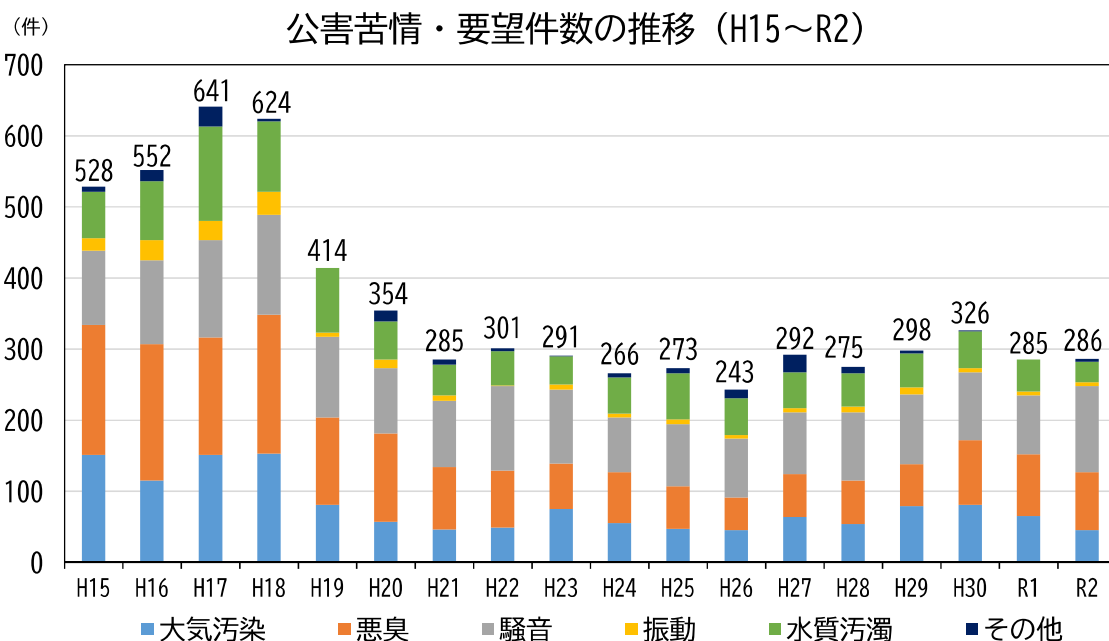
水質

- ・海域や河川の水質は、自然由来の項目等を除き、概ね環境基準に適合している。



苦情要望の処理状況

- ▶ 条例に基づき、苦情の処理体制を整備し、市民の生活環境の確保に努めている。
- ▶ 法や条例の規制を受けない公害に対しても迅速かつきめ細やかな対応を行い、解決を図っている。



👉 1件1件の解決が良好な環境につながる。

2 北九州市公害防止条例の一部改正について

(1) 新たな課題への対応



11

石綿（アスベスト）とは

- ・天然に生成した極めて細かい鉱物繊維で、熱、摩擦や薬品に強く丈夫な性質
- ・建築材料として、昭和30年頃から、天井の吹付け材やボイラー等の配管の断熱材・保温材など様々な建築物等に使用
- ・呼吸とともに吸入されることにより、人体に悪影響(肺がん・中皮腫など)を与える高いおそれ ⇒ 現在、製造・輸入・使用等が全面禁止 (平成18年9月1日～
労働安全衛生法)
- ・使用方法によって『発じん性に違い』がある

石綿の使用方法（例）

吹付け石綿



発じん性：著しく高い

石綿含有保温材



発じん性：高い

石綿含有スレート波板



発じん性：比較的低い






出典：国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」



12

大気汚染防止法における石綿規制

- 吹付け石綿及び石綿含有保温材等が使用されている建築物の解体・改修工事を行う場合、事前の届出及び作業基準の遵守等が義務付け
- 法改正により令和3年4月から『石綿含有成形板等』が規制対象に追加
- 『石綿含有成形板等』が使用された建築物の解体・改修工事は、届出不要だが、作業基準の遵守が必要

吹付け石綿		石綿含有保温材	石綿含有成形板等		
					
発じん性：著しく高い		発じん性：高い	石綿含有スレート波板	外壁のサイディング	天井の石膏ボード
			発じん性：比較的低い		
大気汚染防止法の規制					
<ul style="list-style-type: none"> 作業基準の遵守 解体時には事前届出が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 作業基準の遵守（令和3年4月～） 解体時の事前届出は不要 		



解体工事件数の動向

- 吹付け石綿等を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数は、今後増加し、令和10年頃にピークを迎える見込み（国土交通省推計）。



民間建築物の年度別解体棟数 (推計)
 出典：社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（第5回）資料

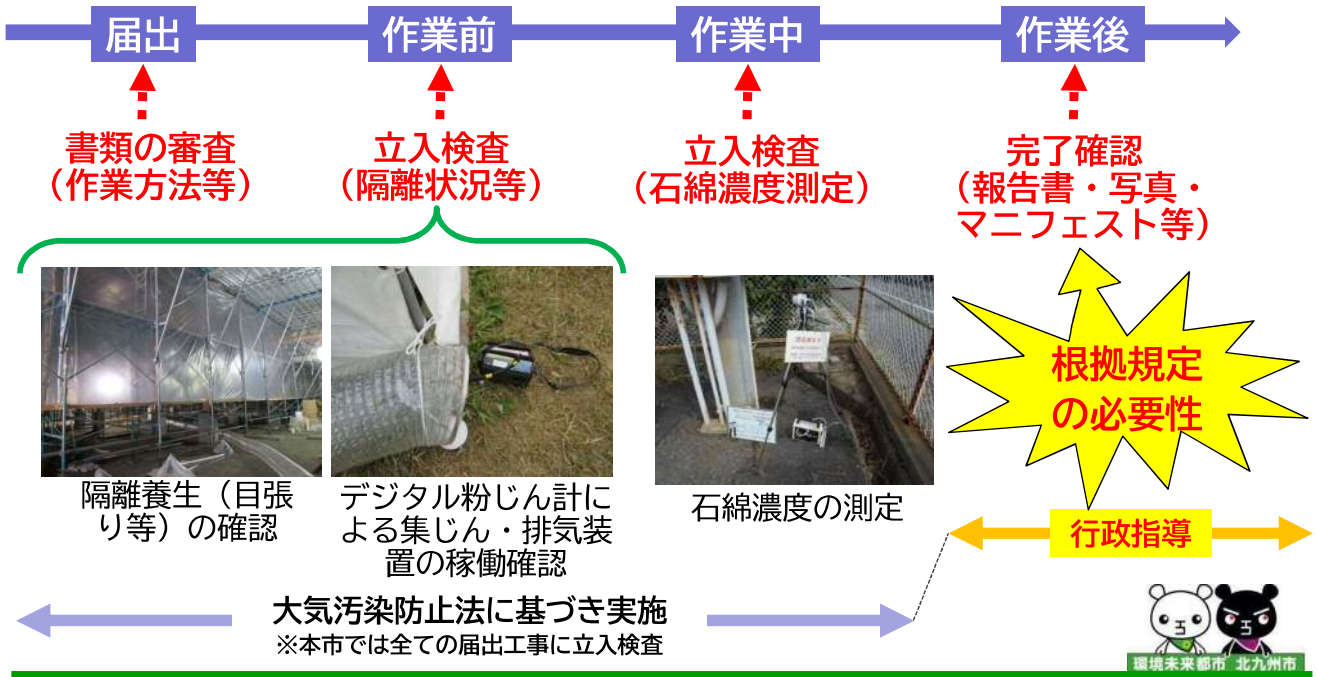
➡ 件数の増加に対し、的確な対応が必要



石綿に対する本市の対応

- 本市では、解体工事の受注者が行う建物の事前調査の確認や石綿除去作業中の監視指導など、法を上回る取組により、飛散防止に努力。

除去作業の監視指導(概要)



(参考) 改正大気汚染防止法の周知の取組

- 改正法の概要を、ホームページや事業者等への通知、環境情報誌「ていたんプレス」、チラシやポスター等の様々な方法により周知

石綿 (アスベスト) の規制が強化されます!

石綿は天然に生成した極めて細い鉱物繊維で、耐火・断熱・保温等の目的で建築材料 (建材) に使用されてきました。現在は石綿含有建材の製造等は禁止されています。

(石綿含有建材の種類)

- ①吹付け石綿 (レベル1建材)
- ②石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材 (レベル2建材)
- ③石綿含有成形板等 (レベル3建材)

解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部が改正され、令和3年4月1日より施行されます。

●これまで規制対象ではなかったレベル3建材を規制対象に追加 (令和3年4月1日施行)

レベル3建材についても、法律において除去作業の方法が定められました。

作業方法
原則、切断、破砕等することなく原形のまま取り外すこと

お問い合わせ先: 環境局環境監視課 ☎582-2290

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月から石綿 (アスベスト) 飛散防止策が強化されました。

規制対象の拡大

規制の対象に、新たに「石綿含有成形板等 (レベル3建材)」が追加されました。レベル3建材の除去については作業実施届出は不要ですが、作業基準を遵守する必要があります。

- 切断や破砕等せず、手ばらし等で原形のまま取り外してください。
- 手ばらしが技術上難しく困難なときに限り、対象建材を薬液等で浸透化してから除去してください。

なお、けい酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、浸透化に加えて周辺の養生も必要です。

事前調査の実施

建築物等の解体・改造・補修工事を行う際は、石綿含有建材の使用の有無を調査する必要があります。また、事前調査の方法も法定化されました。(石綿の手続要綱)

石綿含有建材の使用箇所の例

<戸建て住宅>

- 石綿含有高気圧サイディング
- 石綿含有建材複合金属サイディング
- 石綿セメント片断
- 石綿含有住宅用断熱用仕舞スレート
- 石綿含有ルーフィング
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 石綿含有セメントボード
- 石綿含有断熱
- 石綿含有セメント板
- 石綿含有セメント板

お問い合わせ先: 環境局環境監視課 ☎582-2290

ていたんプレス66号 (令和3年3月15日)

法改正周知用のチラシ



石綿に関する新たな規定の追加（案）

- 条例に新たに石綿に関する規定を新設し、市民の安全・安心に向けた取組を強化していく。

市の責務の追加

- ・石綿の飛散による市民の健康被害を防止するため、**市の責務に必要な措置を講ずることを明記**

解体における新たな義務付け

- ・解体工事等を行う**排出作業者に対し、飛散防止義務を追加**
- ・大気汚染防止法に基づく排出作業の届出者に、**現在、行政指導で提出を求めている作業完了報告書の提出を義務付け**

<報告内容>

- ・写真等による作業状況の記録
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し 等



2 北九州市公害防止条例の一部改正について (2) 規定の一部見直し



市の責務に係る規定の一部見直し（案）

- 市による住工分離が完了したこと、公害防止設備の設置が進んだことを踏まえ、市の責務の一部を見直す。

公害防止に係る必要な資金の融資のあっせん（第4条関係）

公害防止設備が既存工場では既に設置済みであり、新設工場では一連の設備として整備されるため、条文を廃止

工場と住居との混在地区の段階的解消の推進（第4条関係）

市による住工分離事業が完了し、現在は都市計画法に基づき対応が取られていることから、条文を廃止



19

硫黄酸化物に係る上乗せ規定等の見直し

- 硫黄酸化物による大気汚染は改善されているため、条例で上乗せしている規定等を整理し、大気汚染防止法による規制に一本化する。

特殊気象（逆転層）の発生の情報提供（第17条関係）

- 特殊気象（逆転層）は、その発生に伴い『硫黄酸化物』の拡散を妨げ、地上付近の濃度が高まるため問題とされており、発生時に企業に情報提供することとなっている。
- 脱硫技術の向上等に伴い、昭和51年度以降、硫黄酸化物は全測定局で環境基準に適合しており、情報提供を行う必要性がないため、条文を廃止

緊急時の措置等（第18条関係）

- 大気汚染防止法に定める緊急時措置を、条例では硫黄酸化物に限り、法の緊急時措置にわずかに先行して協力要請ができることとなっている。
- 市内の大気環境が改善し、脱硫技術の向上等により、今後もその可能性はほぼないため、条文を廃止し、法律に基づく対応に移行

自動測定記録装置の設置義務（第19条関係）

- 大気汚染防止法では、一定規模以上のばい煙を発生する「特定工場」に常時監視が義務付けられている。
- 条例では「特定工場」以外の同規模の工場にも常時監視を義務付けている。
- 近年では、LNG等の硫黄分を含まない燃料への転換等が進んだ結果、対象施設は存在せず、将来的にも設置の可能性がほぼないため、条文を廃止

☞ 情報提供や緊急事態措置の実績は、昭和40年代を最後になし



20

2 北九州市公害防止条例の一部改正について

(3) 規則の一部改正



条例施行規則の一部改正

- 大気汚染防止法施行令の改正により、ボイラーに関する法規制要件の規定と、条例の規制要件の規定が不整合な状態となるため、当該規定を削除し、法による規制に一本化する。

大気汚染防止法の「ボイラー規制要件」に関する施行令改正（令和4年10月施行）
 「伝熱面積」又は「燃料の燃焼能力」 ⇒ 「燃料の燃焼能力」

法・条例対象ボイラ		伝熱面積		
		～5㎡	5～10㎡	10㎡～
燃焼能力 (重油換算)	50ℓ/h以上	法対象		
	50ℓ/h未満		条例対象	法対象

施行令改正で
令和4年10月
から対象外

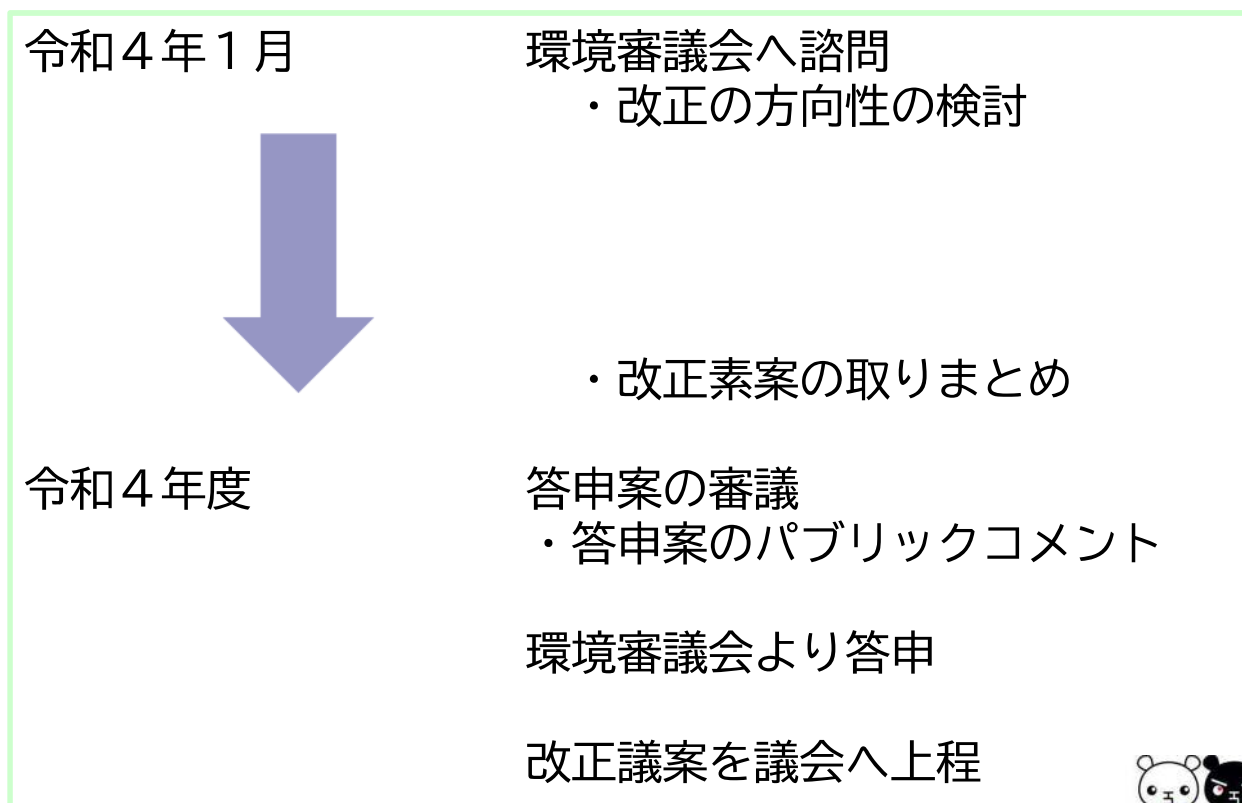
公害防止条例の「小規模ボイラー規制要件」の改正（条例施行規則）
 「伝熱面積」 ⇒ **削除** ← 施行に合わせて



3 今後の進め方及びスケジュール（案）



今後の進め方及びスケジュール（案）



○北九州市公害防止条例

昭和46年10月21日

条例第54号

改正 平成4年3月27日条例第1号

平成6年6月20日条例第27号

平成8年6月18日条例第30号

平成12年12月13日条例第72号

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）その他法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

(1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

(2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

(3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

4 この条例において「排出水」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水（廃液を含む。以下同じ。）を排出する施設で規則で定めるものを設置する工場または事業場から公共用水域（水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に排出される水をいう。

(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

(2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

5 この条例において「指定施設」とは、工場または事業場に設置される施設のうち、

ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染または地盤の沈下（以下「ばい煙等」という。）を発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設であって規則で定めるものをいう。

6 この条例において「指定工場等」とは、指定施設を設置する工場または事業場をいう。

7 この条例において「規制基準」とは、指定施設または指定工場等から発生し、排出され、飛散し、またはもたらされるばい煙等（排出水以外の汚水を除く。）の量、濃度もしくは程度の許容限度または指定施設の構造、使用および管理の基準であって、規則で定めるものをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙等および廃棄物を自己の責任と負担において適正に処理する等公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令に基づく基準に適合している場合においても常に公害の防止について最善の努力をしなければならない。

3 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、市長から公害の防止に関し必要な資料を求められたときは、企業秘密を理由として、これを拒むようなことがあってはならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため公害防止に積極的に対処するものとし、総合的な計画のもとに、次の各号に掲げる公害防止の諸施策を実施するものとする。

（1） ばい煙等の排出等に関する規制

（2） 監視、測定および検査の体制の強化ならびに調査研究機能の拡充

（3） 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業および下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進

（4） 公害に関する知識の普及および公害の状況の公表

（5） 公害に関する苦情の処理体制の整備および適切な処理

（6） 地域開発における土地利用および公害をもたらす施設の設置を規制する措置等公害防止上の配慮

（7） 公害防止協定の締結の促進

（8） 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進

（9） 公害の防止のための施設の整備等について必要な資金の融資のあっせんおよび技術的な助言、指導等

（10） 緑地の保全その他自然環境の保護

（市民の責務）

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第6条 削除

第7条 削除

（指定施設の設置の届出）

第8条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、騒音規制法による特定工場等およびこの条例による騒音に係る指定工場等において、騒音に係る指定施設を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 指定施設の種類（騒音に係る指定施設にあつては、種類ごとの数）
- (4) 指定施設の構造および使用の方法（騒音に係る指定施設を除く。）
- (5) 指定施設の管理の方法（粉じんに係る指定施設に限る。）
- (6) ばい煙等（粉じんを除く。）の処理または防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、当該指定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに行なわなければならない。

3 第1項の規定による届出には、当該指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（経過措置）

第9条 一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が指定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、一の施設が騒音に係る指定施設となった際すでに騒音規制法による特定施設またはその施設以外の指定施設が設置されている工場または事業場におけるその施設については、この限りでない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（指定施設の変更の届出）

第10条 第8条第1項または前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、規則で定める場合を除き、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第8条第1項または前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第4号から第7号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める場合を除き、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、その届出に係る第8条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに行なわなければならない。

4 第8条第3項の規定は、第2項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令および計画変更勧告）

第11条 市長は、第8条第1項または前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設または指定工場等に係るばい煙または排出水の量または濃度が、その指定施設または指定工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の

方法に関する計画の変更または第8条第1項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

- 2 市長は、第8条第1項または前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法または指定施設の使用の方法もしくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第12条 ばい煙および排出水に係る指定施設に関し、第8条第1項または第10条第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、またはその届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

- 2 市長は、第8条第1項または第10条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の規定による期間を短縮することができる。

(承継)

第13条 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(排出の制限)

第14条 ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者または排出水を排出する者は、規制基準に適合しないばい煙または排出水を排出してはならない。

- 2 前項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙または当該施設を設置している工場もしくは事業場(既に指定施設を設置している工場または事業場を除く。)から排出される水については、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(規制基準の遵守義務)

第15条 粉じんまたは騒音に係る指定施設または指定工場等を設置している者は、当該指定施設または当該指定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(事業者の屋外燃焼行為の制限)

第15条の2 事業者は、木材、船舶、自動車、家電製品(一般家庭での使用を主な目的として製造された電気製品をいう。)その他のその燃焼に伴ってばい煙又は悪臭を

発生するおそれがある物であって規則で定めるものを屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却施設を使用し、かつ、ばい煙若しくは悪臭の排出を防止するための適切な措置を講じている場合、又は市長が特に認める場合は、この限りでない。

(改善命令等)

- 第16条 市長は、ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者がばい煙の量若しくは濃度が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合においてその継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずると認めるとき、又は排出水を排出する者が排出水の量若しくは濃度が指定工場等の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて指定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は指定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。
- 2 市長は、粉じんに係る指定施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設について規制基準に従うべきことを命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。
- 3 市長は、指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該指定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
- 4 市長は、騒音に係る指定施設の設置若しくは変更の届出をした者のうち第11条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、第11条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は指定施設の使用若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 5 市長は、事業者が前条の規定に違反する燃焼行為をした場合において、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、焼却方法の改善を命じ、又は燃焼行為の停止を命ずることができる。
- 6 第14条第2項の規定は、第1項の規定による命令について準用する。
- 7 第2項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設から発生する粉じんについては、当該施設が指定施設となった日から6月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。
- 8 第3項及び第4項の騒音に係る勧告及び命令の規定は、第9条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る指定工場等については、同項に規定する指定施設となった日から3年間は、適用しない。

(特殊気象情報)

- 第17条 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態の発生を未然に防止するため、特殊な気象の状態を生じ、または生ずるおそれがあるときは、その旨を同条第2項に規定するばい煙排出者に対し、通知しなければならない。

2 市長は、前項の特殊な気象の状態が継続することにより、大気中のばい煙の量が増加するおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、前項に規定するばい煙排出者に対し、ばい煙量の減少について協力を求めなければならない。

(緊急時における措置等)

第18条 市長は、前条第1項に規定する特殊な気象の状態が発生してなく、かつ、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態に至っていないが、大気汚染が人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれがあり規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設およびばい煙に係る指定施設を設置している者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であって、ばい煙量が規則で定める量の範囲の施設を設置しているものは、当該施設についてばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

3 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る計画を参酌して、ばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(自動測定記録装置の設置)

第19条 ばい煙等を発生する施設で規則で定めるものを設置している者は、ばい煙等の発生状況を常時監視するため、規則で定めるところにより自動測定記録装置を設置しなければならない。

(自動車の使用者等の努力義務)

第20条 自動車(原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)の使用者または運転者は、常に必要な整備および適正な運転をすることにより、自動車から発生する騒音および排出ガスの低減に努めなければならない。

(報告の徴収及び検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第21条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り、当該施設その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(公害防止協定の締結等)

第22条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認める場合においては、ばい煙等を発生する施設を設置している者(当該施設の構造、使用の方法等を変更する者を含む。以下この条において同じ。)または当該施設を設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 ばい煙等を発生する施設を設置している者または当該施設を設置しようとする者は、市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に基づき特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の規定による公害の防止に関する協定が締結されるまでは、当該ばい煙等を発生する施設の工事に着手し、またはその使用の方法を変更しないように努めなければならない。

4 市長は、第2項の市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結するよう努めない者があるときは、その旨を公表するものとする。

(公害防止のための勧告)

第23条 他の法令もしくはこの条例によりその規制に関する基準が定められていないばい煙等または他の法令もしくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場もしくは作業場から発生するばい煙等により、公害が発生し、またはそのおそれがあり、市民の健康の保護または生活環境の保全上特に必要があると認めるときには、市長は、当該ばい煙等を発生する者に対し、公害の除去または防止のための必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(遵守義務違反者の公表)

第24条 市長は、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設を設置している者が、法令に違反している場合は、必要に応じてその旨を公表するものとする。

(公害防止担当者の届出)

第25条 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設もしくは騒音規制法に規定する特定施設または第2条第5項に規定する指定施設を設置する者は、事故時および緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者の氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 第11条第1項又は第16条第1項、第4項若しくは第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定に違反した者

(2) 第16条第2項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または5万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項もしくは第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第12条第1項の規定に違反した者

第30条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項、第10条第2項もしくは第3項または第18条第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第21条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

第31条 第10条第1項又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

第32条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑または科料刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第5号で昭和47年3月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の北九州市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項または第12条第2項の規定により、ばい煙に係る指定施設に関し届出をした者の当該届出に係る指定施設の設置等については、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第19条の規定は、いおう酸化物に係るばい煙等を発生する施設については、昭和48年3月31日まで、その他に係るばい煙等を発生する施設については、別に条例で定める日まで同条の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

(平12条例72・一部改正)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成4年3月27日条例第1号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

付 則（平成6年6月20日条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

付 則平成8年6月18日条例第30号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則（平成12年12月13日条例第72号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

○北九州市公害防止条例施行規則（抜粋）

昭和47年3月1日

規則第6号

（指定施設）

第5条

2 条例第2条第5項の規則で定める施設は、別表第1から別表第3までに掲げる施設とする。

別表第1（第5条、第6条関係）

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

指定施設			規制基準		
番号	施設名	規模又は能力	硫黄酸化物	ばいじん	
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本産業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満であること（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。）。	次の式により算出した排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量とする。 $g = K \times 10^{-3} He^2$	重油その他の液体燃料又はガス専焼	0.3 グラム
				石炭（1キログラム当たり発熱量20,930.25キジュール以下のもの）専焼	0.8 グラム
				その他のもの	0.4 グラム